

**城里町土砂等による土地の埋立て
等の手続き等に関する手引き**

**平成30年11月
(令和2年3月一部改正)**

城里町町民課

【目次】

1. 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について	1
(1) 土砂等とは	
(2) 事業に用いる土砂等とは	
(3) 事業とは	
(4) 事業区域とは	
(5) 事業主とは	
(6) 事業施工者とは	
(7) 町、事業主等の責務	
(8) 他の法令等適用の確認	
2 事業の許可について	5
(1) 許可が必要な事業とは	
(2) 適用除外となる事業とは	
3 許可の基準（要件）について	8
(1) 埋立て等に用いる土砂等の性質、有害物質による汚染の状態等	
(2) 事業基準	
(3) その他	
4 許可申請の手続きについて	10
(1) 許可申請書の提出	
(2) 許可（不許可）の決定	
5 土地の埋立て等許可申請書の作成について	11
(1) 事業許可申請書（様式第2号）の記入方法	
(2) 事業計画書（様式第3号）の記入方法	
(3) 事業に係る許可申請書に添付する関係書類の作成方法	
別表 土砂等の有害物質による汚染の状態の基準	15
別表 土地利用規制関係法令等	16
6 許可取得後に必要な手続き等について	17
(1) 事業の変更許可申請	
(2) 事業の軽微な変更の届出	
(3) 事業主の氏名変更等の届出	
(4) 標識の掲示	
(5) 地位の承継	
7 土砂搬入禁止区域（条例第18条～20条関係）について	18
8 生活環境の保全上の支障の除去等の措置（条例第30条・第31条関係）について	27

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	29
城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則	39
様式集	49

1. 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年条例第117号）は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めることにより、町民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的として改正したものです。

(1) 土砂等とは

埋立て、盛土又はたい積の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいいます。

◆用語解説◆（条例第2条）

◎土砂等とは

具体的には、土、砂、礫、シルト、粘土などをいい、有価物か無価物かは問いません。

なお、再生骨材、鉱さい、汚泥など、廃棄物が含まれる土砂等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用になります。

(2) 事業に用いる土砂等とは

事業に用いる土砂等は、本町から発生したものであり、当該土砂等の発生場所から事業区域に直接搬入されるものであること。

(3) 事業とは

土砂等により土地を埋め立て、又は土地に盛土し、若しくはたい積する行為をいいます。

①埋立て

周辺地盤面より低い窪地を埋め立てること。

②盛土

周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないもの。

③たい積

周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等をたい積するものであり、将来その形状の変更が予定されているもの（土砂等の一時仮置き行為等）。

◆用語解説◆ (条例第2条)

区 分	内 容	主な状態
埋立て	周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること	
盛土	周辺基盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないもの	
堆積	周辺基盤面より高くなるように一時的に土砂を堆積するものであり、将来その形状の変更が予定されているもの	

(4) 事業区域とは

事業を施行する土地及び当該工事と一体となって利用される区域をいいます。

※仮設の搬入路を設置し、土地の埋立て等が完了した後に撤去する場合は、本条例の許可の対象とはなりません。但し、土地の埋立て等の完了後も搬入路を道路として使用する場合は、埋立て等を行う土地と搬入路を合わせた面積を土地の埋立て等を行う区域の面積となります。

(5) 事業主とは

事業を施行する土地の所有者、管理者又は占有者のいずれかの者で、当該土地の管理を主体的に行っていると認められる者をいいます。

(6) 事業施工者とは

事業の請負人(当該事業の下請負人を含む。)をいいます。

(7) 町、事業主等の責務

町、事業主等、土地所有者、土砂等を発生させる者及び土砂等を運搬する者それぞれの責務について、次のとおり定めています。

条例第3条～第6条・第24条

(町の責務)

第3条 町は、茨城県、町の行政区その他関係機関と連携して、町の区域内における事業の状況を把握するとともに、土地の埋立て等による災害等の発生防止及び町民の安全と良好な生活環境の確保を図るため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

(事業主等の責務)

第4条 事業主及び事業施工者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たり、住民の安全と良好な生活環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(1) 事業主等は、当該許可に係る土地の埋立て等区域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

(2) 事業主等は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に当該許可に係る埋立て等区域周辺地域の生活環境の保全及び災害防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

2 事業主等は、第9条第1項の規定による許可を受けようとするときは、当該事業について当該周辺関係者の理解を得られるよう努めなければならない。

3 事業主等は、事業の施行に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

4 事業主等は、事業施行中に事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(土地所有者の責務)

第5条 事業区域を含む土地の所有者は、前条で定める事業主等と同様に、事業を施行するに当たっては、町民の安全と良好な生活環境を確保するため、万全の措置を講じるよう事業主等と協議するとともに、当該事業の施行に係る苦情及び紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じ、誠意をもって解決しなければならない。

(土砂等を発生させる者及び土砂等を運搬する者の責務)

第6条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により、事業が行われる場合にあっては、当該事業を行う者により、適正な事業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2 土砂等を運搬する者は、事業に用いられる土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等により不適正な事業が行われることがないよう必要な配慮をしなければならない。

3 事業用に用いられる土砂等を運搬する者は、土壌汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(土地所有者に対する勧告)

第24条 町長は、事業主等が行った事業において、事業基準に適合しない土砂等又は改良土が使用されていることを確認したときは、事業に同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、当該事業に使用された土砂等(当該土砂等により事業基準に適合しないこととなった土砂を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該事業による土壌の汚染を防止するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 町長は、第9条第1項の許可に係る事業に使用された土砂等の災害の防止をするため緊急の必要があると認めるときは、事業に同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、災害の発生の防止をするため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(8)他の法令等適用の確認

この条例以外の法令等で規制があるものについては、それぞれの法令等の適用を受けることになり、許認可等の必要となるものについては、許認可等の申請又は届出等が必要となりますので、各関係行政機関に確認し所要の手続きを行ってください。

①土地の埋立て等区域内の埋蔵文化財の有無について、町教育委員会に確認してください。

②土地の埋立て等区域内に、道路及び水路等がある場合（公図で確認すること）は、土地の埋立て等を行うために必要な措置について、町都市建設課に確認してください。

③土地の埋立て等を実施する土地が農地の場合は、農地転用等の手続きが必要になるので、町農業委員会に確認してください。

④土地の埋立て等を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、町農業政策課又は茨城県県央農林事務所に必要な手続きを確認してください。

⑤1,000平方メートル以上の一時堆積事業は、粉じん発生施設に該当し、大気汚染防止法の届出が必要となるため、茨城県環境政策課県央環境保全室に確認してください。

⑥上記のほか、次の法令等で規制のあるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになるので、各関係行政機関に所要の手続きを行ってください。

自然公園法，自然環境保全法，首都圏近郊緑地保全法，都市計画法，都市緑地保全法，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律，農業振興地域の整備に関する法律，砂防法，河川法，海岸法，地すべり等防止法，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律，国土利用計画法，騒音規制法など。

2 事業の許可について

土地の埋立て等の事業を実施する場合には、事前に許可を受けなければなりません。無許可で事業を実施した場合には、撤去などの措置命令や処罰の対象となる場合がありますので、必ず所定の手続き等を行い、許可を受けてから事業を実施してください。

(1) 許可が必要な事業とは

実際に土地の埋立て等を行う土地の事業で、その事業区域以外から採取した土砂等を使用して実施する土地の埋立て等が許可の対象となります。

<注意>

- ・対象区域が5,000平方メートル以上となる場合は、県条例の許可が必要になります。
- ・進入道路、現場事務所など完了時に撤去予定のある一時的な土地の埋立て等は除きます。

(2) 適用除外となる事業とは

①国，地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行うもので具体的には次のとおりです。

規則第3条

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第9条第1項第1号の規定による規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本下水道事業団，自動車安全運転センター及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第8条の規定により設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第8条の規定により設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可を受けた土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可を受けた土地改良区連合
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可を受けた土地区画整理組合
- (7) 前各号に掲げるもののほか，地方公共団体がその資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって，土壌の汚染又は災害の防止に関し，地方公共団体と同等以上の能力を有する者として町長が認定した者

2 前項第7号の規定による町長の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

②他の法令の規定による許可若しくは認可を受け、又は届出をしたもので町長が許可を不要と認めるもので、具体的には次のとおりです。

規則第4条

（適用除外となる他法令の許認可）

第4条 条例第9条第2号で定める他の法令等は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可
- (3) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可又は認可
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設
- (6) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第3項の規定による指示措置等として行う土地の埋立て等又は同法第22条第1項の規定による許可

③土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの。

④規則で定める事業で、具体的には次のとおりです。

規則第5条

（条例第9条第1項第4号の規則で定める事業）

第5条 条例第9条第1項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- (2) 運動場、駐車場その他施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業
- (3) 農地を改良するための客土を行う事業で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて（平成3年農管第600号農地部長通知）第3第2項の規定による同意を得た農地改良協議に際し用いることとした土砂等のみを用いて行うこと。

イ 事業区域の面積が500平方メートル未満であること。

- (4) 事業を行おうとする者自らが行った建設工事等において発生した土砂等を用いた事業で、事業区域の面積が500平方メートル未満のもの。
- (5) 一戸建ての住宅若しくはこれに附属する建築物の建築又は自らの所有する庭の造成若しくは維持を行おうとする者が、土砂等により行う事業で、事業区域の面積が500平方メートル未満のもの。ただし、500平方メートル未満の面積であっても、当該事業区域の土地に隣接する土地において、当該土地の事業を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合は、当該事業区域と合算した面積が500平方メートル以上となるものは除く。
- (6) 製品の製造若しくは加工又は販売のために行う一時的な土砂等のたい積事業
- (7) 町長が特別な理由があると認める事業

3 許可の基準（要件）について

許可を受けるための基準（要件）は次のとおりです。許可を申請するにあたり、これらの基準（要件）に適合したものでなければなりません。

(1) 埋立て等に用いる土砂等の性質、有害物質による汚染の状態等

次の基準は、土地の埋立て等に使用する土砂等について、土壌の汚染を防止するために定められた基準です。この基準に適合しない土地の埋立て等は禁止されています。

- ①「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令に掲げる別表第1」の第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土で改良土でないもの。
- ②水素イオン濃度指数の測定値が4以上9未満であること。
- ③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）に定める有害物質の基準値を超えていないこと。

◆用語解説◆（規則第2条）

◎改良土とは

土砂等（汚泥を含む。）又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものと定義しています。

安定処理などをした土砂等（改良土）は、元の性質等が判別できなくなるため事業に使用することを禁止しております。

(2) 事業基準

事業を施行する場合は、別表の事業基準（P47参照）に適合し、関係法令を遵守していなければなりません。

(3) その他

土地の埋立て等の申請をする者（申請する者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、その施工をする者（事業施工者）も含む。）が次に該当しない者でなければなりません。

- ① 土地の埋立て等の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者。
- ② 土地の埋立て等の改善勧告又は改善命令を受け、その勧告等に係る措置が完了していない者。
- ③ 土地の埋立て等の停止命令に係る行為の停止期間を経過しない者（命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日当該法人の職員であった者を含む）。

- ④土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者、町の区域の内外にかかわらず、土地の埋立て等に関し、法令又は県若しくは市町村の条例等による勧告、命令、許可の取消し等を受け、その改善及び必要な措置等がなされていない者。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- ⑥城里町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

4. 許可申請の手続きについて

許可の決定を受けるには、許可の申請（変更許可申請を含む。）の手続きが必要になります。

(1) 許可申請書の提出

「5. 土地の埋立て等許可申請書の作成について」を参考にして、許可申請書を作成のうえ、提出してください。

(2) 許可（不許可）の決定

決定通知が発行されるまで、1ヶ月～2ヶ月程度は要しますので、計画期間については十分に時間を取ってください。

5. 土地の埋立て等許可申請書の作成について

提出部数は1部とします。

書類（A4）は、フラットファイル等で製本し、添付書類にインデックス等で見出しを付けてください。1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合には、図面タイトル等にその旨を明記してください。

(1) 事業許可申請書（様式第2号）の記入方法

①申請者

申請を行う者（事業主及び事業施工者）の住所、氏名、電話番号を記載してください。申請を行う者（事業主及び事業施工者）が法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、電話番号を記載し、社印を押印してください。

②事業の種類

申請事業（埋立て・盛土・たい積）のうち該当する文字を○で囲んでください。

③事業区域の面積

面積については、事業区域の実測による面積を記載すること。

④事業を施行する場所等

所在地については、事業区域の地番を全て記載すること。または、「代表地番及びほか○○筆」と記載し、別紙で地番の一覧を添付すること。

地目の現況については、現況地目を記載すること。

面積の実測については、所在地毎に事業区域の実測による面積を記載すること。

地目の登記簿、面積の登記簿、土地所有者の住所及び氏名については、土地登記簿謄本の記載事項を転記して記載すること。

(2) 事業計画書（様式第3号）の記入方法

①事業の目的

どのような目的で土地の埋立て等を行うのか簡潔に記載してください。

②事業期間

事業期間を記載すること。ただし、申請者が事業区域内の土地の所有権を有しない場合には、その土地を使用する権原を証する書面を添付し、当該書面に記載された期間の範囲内の期間として記載すること。また、農地転用等の他法令の許可にかかる場合は当該許可の期間内とすること。

③埋立て、盛土し、又はたい積する土砂等の量(m³)

予定容量計算書による量を記載してください。なお、各土砂等の発生場所からの予定量の合計に概ね一致することとします。

④運搬車両台数

事業期間における土地の埋立て等に用いる土砂等を発生元から事業区域へ運搬する車両台数等を記載すること。

⑤作業日

事業期間における作業曜日を記載すること。※日曜日，祝祭日及び年末年始は，作業を行わないこと。

⑥作業時間

事業期間における作業時間を記載すること。※作業時間は，午前9時から午後5時までとすること。

⑦使用機械の種類及び台数

事業に用いるブルドーザー，バックホウ等の使用機械の種類及び台数を記載すること。

⑧土砂等の発生場所及びその事業者

土砂等発生元証明書による該当箇所を転記してください。

⑨連絡先の電話番号

施工管理者の連絡先を記載してください。

⑩施工管理者職氏名

施工管理者の職氏名を記載してください。

(3) 事業に係る許可申請書に添付する関係書類の作成方法

①土地登記簿謄本，公図の写し及び位置図

事業区域内の全筆の土地登記事項証明書，公図及び事業区域の位置を示す図面を添付すること。

②埋立て等区域付近の見取図

事業区域付近の道路，地勢等の周辺状況が判別できる見取図を添付すること。

③現況平面図及び現況断面図

事業区域の現況平面図及び現況断面を添付すること。なお，図面の縮尺は，事業区域の現況の形状が判別できるものとする。

④計画平面図及び計画断面図

事業区域の計画平面図，計画断面図を添付すること。なお，図面の縮尺は，事業の完了後の形状が判別できるものとする。

⑤土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

⑥土砂等発生元証明書（様式第4号）

複数の発生元がある場合は，その現場ごとに必要となり，残土を発生させる工事の元請業者が作成・押印した原本を提出すること。

⑦土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図

土砂等の発生場所ごとの現場から土地の埋立て等を実施する区域までの土砂等の運搬経路図を添付すること。

⑧申請者（事業主）の住民票の写し（申請者（事業主）が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

⑨施工管理者であることを証する書面

事業を施工する者と施工管理者の雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し、給料の支払い状況がわかる書類、在職証明書等のいずれか）及び建設業法の規定に基づく、技術検定合格証明書の写し等を添付すること。

⑩事業区域に隣接する者の同意書（様式第5号）

隣接地権者の同意取得の範囲は、公図上隣接している地権者のみとし、公道、公共用水路に接している場合は不要とすること。なお、やむを得ない理由により同意が得られない場合は、その内容を記載した理由書を添付すること。

⑪欠格要件非該当に関する誓約書（様式第6号）

申請者（事業主・事業施工者）の住所、氏名、電話番号を記載してください。また、申請者（事業主・事業施工者）が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名を記載してください。

⑫法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類

事業の施行にあたり、この条例以外の法令等による許認可等が必要な場合には、当該許認可等の許可書等又は当該許可申請書等の写し（当該許認可機関の受付印が押印されているもの）を添付すること。

⑬申請者（事業主）が事業区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面

⑭土地の所有者の同意書の写し

土地所有者が自ら事業を行う場合は不要。

土地所有者が死亡している場合、法定相続人の同意書、相続関係を確認することができる書類の写しを添付すること。

⑮申請者（事業施工者）が他の者に事業の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し

申請者（事業施工者）から元請業者、下請業者、孫請業者までの流れのすべての請負契約書等の写しを添付すること。

⑩その他，町長が必要と認める書類

規則第 7 条

(周辺関係者等の同意)

第 7 条 前条第 14 号の町長が必要と認めるものとして，次の書類の提出を求めることができる。

- (1) 周辺関係者の事前説明会実施報告書 (様式第 7 号)
- (2) 近隣土地の所有者の同意書 (様式第 8 号)
- (3) 土地の所有者等の同意書 (様式第 9 号)

別表 土砂等の有害物質による汚染の状態の基準

物質	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下
ひ素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては試料1キログラムにつき125ミリグラム未満
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下
水素イオン濃度指数	4以上9未満

別表 土地利用規制関係法令等				
番号	法令等	適用の有 無	問合せ先	規制区域等
1	国土利用計画法	有 無	まちづくり戦略課	一定面積以上の一団の土地 都市計画区域以外の区域：10,000平方メートル以上
2	茨城県土地利用の調整に関する基本要綱	有 無	県水・土地計画課	開発区域の面積が5ヘクタール(土採取にあつては3ヘクタール又は土採取量15万立方メートル)以上又は、開発区域の中に5ヘクタール未満であっても開発区域に4ヘクタールを超える農地を含む土地開発事業については、その計画について事前に知事に協議し、承認を受けることになっています
3	自然公園法 茨城県立自然公園条例	有 無	農業政策課 各県民センター環境保安課 環境政策課	規制区域
4	自然環境保全法 茨城県立自然環境保全条例	有 無	県中央環境保全室	規制区域
5	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	有 無	農業政策課	鳥獣保護区域
6	土壌汚染対策法	有 無	県廃棄物対策課 県中央環境保全室	3,000㎡以上の土地の形質変更
7	森林法(第10条の2)開発行為の許可	有 無	県農林事務所	1ヘクタール(10,000平方メートル(㎡))以上
8	森林法(第10条の7の2)森林の土地所有者となった旨の届出等	有 無	農業政策課	個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。
9	森林法(第10条の8)伐採及び伐採後の造林の届出	有 無	農業政策課	地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する場合、森林法に基づき、事前に「伐採及び伐採後の造林届出書」を町に提出する必要があります。森林開発(森林以外への転用)で抜根や盛土等を行う開発面積が1ヘクタール未満の場合、前述の「伐採及び伐採後の造林届出書」に次の「小規模林地開発概要書」を添付してください。
10	森林法(第26条、第26条の2、第27条第1項)保安林の指定の解除	有 無	県農林事務所	保安林で立木を伐採しようとする場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません。
11	茨城県水資源地域保全条例(第9条)水源地域の土地の所有権等の移転届出	有 無	県農林事務所	所有権移転等の事前届出。対象：登記簿上「山林」「原野」「保安林」「雑種地」
12	農地法	有 無	農業委員会事務局	転用許可(第4条・第5条)・農地改良届
13	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	有 無	農業委員会事務局	農業振興地域・集团的優良農地
14	砂防法	有 無	県水戸土木事務所 都市建設課	砂防指定区域
15	地すべり等防止法	有 無	総務課	地すべり等防止区域
16	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	有 無	総務課	急傾斜地崩壊危険区域
17	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱	有 無	県建築指導課	1ヘクタール(土採取にあつては1.0ヘクタール又は20,000立方メートル)以上の一団の土地開発事業
18	城里町土地開発事業の適正化に関する条例	有 無	都市建設課	0.1ヘクタール(土採取事業にあつては0.1ヘクタール又は1,000立方メートル)以上の一団の土地開発事業
19	道路法第24条	有 無	県水戸土木事務所 都市建設課	道の縁石及び歩道の切下げ工事等、道に関する工事を行う場合、道路管理者の承認が必要となります。
20	道路法第32条	有 無	県水戸土木事務所 都市建設課	道路の地下や上空に、物件や施設を占用する場合は、県や町の許可が必要となります。
21	文化財保護法	有 無	教育委員会	貝塚、古墳群、遺跡等
22	太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン	有 無	まちづくり戦略課	
23	その他	有 無		

6 許可取得後に必要な手続き等について

許可を取得した後は、完了など各種届出書の提出、標識の設置などが必要になります。

(1) 事業の変更許可申請

事業の変更許可を受けようとするときは、事前に、事業変更許可申請書（様式第10号）に変更事項に関する書類や図面を添付して提出し、許可を受けなければなりません。

- ①土地の埋立て等の目的
- ②埋立て等区域の面積
- ③土地の埋立て等を行う期間
- ④土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- ⑤土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所
- ⑥土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- ⑦土地の埋立て等の施工に関する計画

(2) 事業の軽微な変更の届出

次の事項を変更したときは、その変更があった日から15日以内に事業軽微変更届出書（様式第13号）を提出してください。

- ①事業を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- ②土地の埋立て等に用いる面積及び土砂等の数量の変更（数量を減少させるものに限る。）
- ③事業の施行に関する計画の変更（期間短縮又は数量減少に係るものに限る。）

(3) 事業主の氏名変更等の届出

次の事項を変更したときは、その変更があった日から15日以内に変更届出書（様式第15号）を提出してください。

- ①氏名若しくは名称、住所又は所在地
- ②作業日、作業時間
- ③連絡先の電話番号
- ④施工管理者の職氏名

(4) 標識の掲示

土地の埋立て等事業地の入口付近で見やすい場所に、土地の埋立て等に関する標識（様式第19号）を設置ください。

(5) 地位の承継

許可を受けた事業主等について相続、法人の合併、分割により土地の埋立て等を実施する権限を承継した場合、その承継した日から15日以内に、地位承継届出書（様式第14号）に次の書類を添付して提出ください。

- ①承継の事実を証する書類
- ②欠格要件非該当に関する誓約書（様式第6号）

7 土砂搬入禁止区域（条例第18条～20条関係）について

条例第18条（土砂搬入禁止区域の指定）第1項、第2項関係

（土砂搬入禁止区域の指定）

第18条 この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業が行われている事業区域（事業が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）及びその周辺の事業区域で事業を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる事業区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2 町長は、土砂搬入禁止区域の指定期間が満了する場合において、指定の事由が消滅していないと認めるときは、知事の意見を聴いて、前項の規定により土砂搬入禁止区域を指定することができる。

〔趣旨〕

1 土砂の崩壊や流出を防止するための施設の設置や計画がないまま土砂埋立行為が行われた場合は、土砂の崩壊や流出等による災害発生のおそれが生じ、「町民の生活の安全の確保」というこの条例の目的が達成されないことになる。

このような土砂埋立行為を行っている者に対しては、行為停止等の指導や命令等を行うことになるが、これらの者が指導等に従わず土砂搬入が継続された場合及び、行政指導により事業に用いた土砂等が撤去されていない場合には、土砂の崩壊や流出等による災害発生のおそれがさらに増大し、町民の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれが生じることがある。

そこで、この条例では、このような土砂埋立行為が行われている土地における土砂の崩壊や流出等の災害発生を未然に防止し、町民生活の安全を確保するため、現に土砂埋立行為が行われている土地とその周辺の土地に土砂の搬入を禁止する必要があると町長が認めた場合、その区域を「土砂搬入禁止区域」として指定することができることとした。

2 法令等に基づく許可等の効力と同様に、法令に基づき一旦指定された区域は、解除をするまでは原則として無期限に続くとして解されている。土砂搬入禁止区域では土砂の搬入を伴わない土地の利用や造成等は認められるものの、土砂搬入禁止区域の指定において期限を設けないとすれば、指定が解除されるまで土砂搬入ができず私権を制限し続けることになるため、この条例では土砂搬入を禁止する期間を6か月として、土地の所有者等の私権に配慮することとした。

3 土砂搬入禁止区域の指定期間が満了した場合には、特に解除の手续を行わなくても指定は解除される。しかし、指定期間が満了しても、防災措置等が行われず依然として災害が発生するおそれが高い場合や災害発生のおそれが少なくとも土砂搬入が再開された場合に災害発生のおそれが高くなる場合などは、指定期間が満了したからといって土砂搬入を認めることは不合理である。

そこで、この条例では指定の事由が消滅していないと認めるときは、第2項で知事の意見を聴いて再度指定できることとした。

4 第2項で規定する再指定の場合と異なり、最初に土砂搬入禁止区域を指定する場合には知事の意見を聴く機会を設けていない。これは、最初の指定では、直ちに土砂の搬入を禁止して町民の生命等の安全を確保する必要性が高いことから、町民の判断だけで指定できることとしたものである。

これに対し第2項で指定する場合には、既に土砂搬入禁止区域が指定され土砂搬入が停止しており当面の緊急性は高くないこと、再指定した場合には私権の制限が長期間に及ぶことなどから、公正で透明な手続を確保するためにも、町長の判断だけではなく県全体の事情を熟知している知事の意見を聴くこととしたものである。

5 土砂搬入禁止区域の指定は町長の判断によるものであり、必ずしも知事の意見に拘束されるわけではないが、土砂搬入禁止区域の再指定に当たって知事の意見を聴く制度を設けた条例の趣旨に鑑みれば、意見の内容に十分配慮する必要がある。

[解釈及び運用]

1 土砂搬入禁止区域の指定は、特定の者を名あて人として行う停止命令等とは異なり、土地に対する処分であることから、「個人を特定しない対物処分」に該当するため、土砂搬入禁止区域の指定を予定している土地で土砂埋立行為を行った者又は当該土砂埋立行為等に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。）に対して聴聞や弁明の機会の付与を行う必要はない。

2 土砂搬入禁止区域の指定後は当該土地への土砂搬入が禁止されることから、当該区域で土砂埋立行為を行っている者や土砂埋立行為に係る工事を請け負っている者等に対して、土砂搬入禁止区域制度の説明を行うとともに、土砂埋立行為の中止等の指導や命令等を行っておくことが望ましい。

また、土砂搬入禁止区域の指定に当たっては、必ずしも土地の所有者や財産管理者等の承諾を必要とするものではないが、土砂搬入禁止区域の指定は、土地所有者等の一定の私権を制限することになるため、事前にこの制度の趣旨を説明し承諾等を得ておくことが望ましい。

なお、土砂搬入禁止区域に指定した場合は、これらの者に対して、第8項の規定により土砂搬入禁止区域の指定後に、その旨を通知することとする。

3 次の要件に該当するときは、土砂搬入禁止区域の指定を行うことができる。

(1) 土砂の搬入が継続していること又は将来的に継続されるおそれがあること。

(2) 行政指導等により事業に用いた土砂等が撤去されないことに伴い、同項第2号に該当すること。

(3) 土砂の搬入により、町民の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められること。

4 「人の生命、身体又は財産を害するおそれ」については、個々のケースにより異なるため一律に基準を設けることは難しいことから、土砂埋立行為が行われている地形、周辺の人家の状況、道路の近接性、公共物の有無、土砂埋立行為の状況等を勘案して総合的に判断するものとする。

5 土砂搬入禁止区域に指定できる範囲は、土砂埋立行為が実際に行われている区域とその周辺の区域で当該土地の形状等から土砂の崩壊や流出のおそれがある区域である。このうち周辺の区域については、現地の地形等の状況に応じて範囲が異なるため、一律に範囲を定めることはできないが、土砂搬入禁止区域の指定により一定の私権が制限されることを考慮すれば、可能な限り最小限のものとする必要がある。

6 指定の区域の範囲は原則として実測によるものとする。この場合、第3項第1号及び第2号の要件を確認するために土砂埋立行為が行われている土地の区域の測量と併せて、あらかじめ指定をする予定区域についても測量を行っておくべきである。

7 指定の事由が消滅していないと認めるときは、土砂搬入禁止区域の再指定ができるが、再指定に当たっては、第3項で述べた要件に該当していなければならない。例えば、将来的に土砂の搬入が継続されるおそれがない場合などは、第2項の再指定はできないと考えられる。

8 土砂搬入禁止区域を再指定しない場合、条例上知事の意見を聴取する規定は設けておらず、町長の判断だけで再指定するか否かを決定することができるが、再指定しない場合であっても県全体の事情を熟知している知事と十分な調整を行うべきである。

条例第18条第3項、第4項関係

3 町長は、第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

4 第1項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

規則第16条

(土砂搬入禁止区域の公示)

第16条 条例第18条第3項の規定による公示は、役場前・桂支所及び七会町民センターの掲示場に次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

- (1) 土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積
- (2) 土砂搬入禁止区域の指定の期間
- (3) 土砂搬入禁止区域の指定の理由
- (4) 土砂搬入禁止区域の区域を示す図面

[趣旨]

1 土砂搬入禁止区域の指定は、特定の個人を対象としてその区域への土砂の搬入を禁止するものではなく、条例第19条で規定しているように、「何人も」の土砂搬入を禁止するものであるため、土砂搬入禁止区域の指定に当たっては不特定多数の者に対して周知する必要があることから、公示することとした。

2 本町の場合、公示の方法としては、城里町公告式条例の規定により、役場前・桂支所・七会町民センターの掲示板に掲示する方法により公示することとした。

[解釈及び運用]

1 「公示」とは、「一定の事柄を周知させるために発表し、公衆がこれを知ることができる状態におくこと」（学陽書房『法令用語小辞典』）であり、文書の形式としては、「条例、規則、告示及び公告」があり、本項に定める公示は、このうち「行政庁が法令の授権に基づき、特定人を相手方とせず不特定多数の者を対象として禁止、免除などの意思表示を行い、一般的に拘束する処分」（『法令用語小辞典』）の告示である。

2 公示については、告示登録簿へ必要事項を記入し、告示番号を付ける必要がある。

3 土砂搬入禁止区域の公示の方法、掲示すべき事項については、規則第16条に規定されている。

4 実測により土砂搬入禁止区域を指定する場合は、「城里町△△番地ほか○筆」とし、「区域」については、第4号の土砂搬入禁止区域の指定範囲を赤の斜線で囲んだ上で、「土砂搬入禁止区域の区域を示す図面」に示す区域とする。実測等に基づき地番の一部を土砂搬入禁止区域として指定する場合、その地番は、「城里町△△番地のうちの一部」等と記載する。

公図により指定する場合の「位置」は、全ての地番とし、「区域」は、「土砂搬入禁止区域の区域を示す図面」の赤色の斜線に囲まれた部分と記載する。

また、「面積」については、実測に基づき指定する場合には実測面積を、地番で指定する場合には登記簿上の面積の合計を記載する。

5 規則第16条第4号の「土砂搬入禁止区域の区域を示す図面」は、実測に基づき指定する場合は実測図を、地番により指定する場合は公図の該当地番を赤線等で囲む方法により表示する。

条例第18条第5項、第6項、第7項関係

5 町長は、第1項の指定の準備のため必要がある場合においては、当該職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6 町長は、第1項の指定をしたときは、当該職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7 前2項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

規則第17条

(身分証明書)

第17条 条例第18条第7項若しくは第22条第6項に規定する身分を示す証明書は、様式第20号とする。

[趣旨]

1 条例第18条第1項の趣旨でも述べたように、土砂搬入禁止区域を指定した場合、土地所有者等の一定の私権を制限するため、指定に当たっては指定の要件の確認や土地の状況等について十分に把握しておく必要がある。このためには、指定を行おうとする土地の所有者等の合意の上で土地に立ち入って測量や調査を行うことが望ましいが、土地の所有者等が立ち入りに反対したときにも強制的に立ち入り等を行う必要がある場合もあるため、第5項の規定を設けたものである。都市計画法第25条（調査のための立ち入り）等、他法令でも同様の規定が設けられている。

2 条例第19条により土砂搬入禁止区域への土砂搬入が禁止され、違反して土砂を搬入した者には罰則が科されることから、指定区域を明示して土砂を搬入しようとする者に対して注意を促すとともに、違反して搬入した場合には違反の事実を確定させる必要がある。このため、第5項と同様の理由から第6項の規定を設けたものである。

3 第5項、第6項及び条例第22条の立入調査等については、他人の土地に立ち入るものであり、財産権等を直接侵害する面があることから、土地所有者等の権利が不当に侵害されないよう、権限の行使に当たっては慎重な配慮が求められる。

4 土地への立ち入り等については、町職員であれば誰でもできるというのではなく、条例上の権限を有する職員だけがその対象となる事項について権限を行使できる。このため、他人の土地へ立ち入り、調査等を行う者が、条例上の権限があることを明確にするため、第7項で職員の身分証明書の携帯に関する規定を設けたものである。

[解釈及び運用]

1 第5項に規定する測量や第6項に規定する明示措置のための立ち入りは、第1項の「この条例の目的を達成するため」に行われるものであることから、立ち入ることができる土地は、指定のために必要最小限度の範囲であることは当然のことである。

2 「当該職員」とは、「地方公共団体の職員で地方公共団体の機関から職制上又は特別の委任により一定の行政上の権限を与えられたものを指称する」（学陽書房『法令用語小辞典』）ものである。具体的には、この条例の事務を担当している者を指すものである。

3 測量や明示措置の実施を行う場合、土地所有者や財産管理者等への通知について、条例第22条第2項に規定し、これらの実施に当たっては、指定地における土地所有者等の一定の私権を制限することになるため、現実に土砂の崩壊等が生じており緊急に立ち入る必要がある場合や所有者等が不明の場合を除き、原則としてこれらの者の承諾を得ておくことが望ましい。また、測量当日、トラブルを避けるため土地所有者等や土砂埋立行為を行っている者等へ条例第22条第2項により通知するものとする。

4 土砂搬入禁止区域の指定に当たり、その区域を実測で指定する場合には、第4項で区域図を明らかにしておく必要があるため、第5項で土砂搬入禁止区域の指定前に測量ができることとしている。

5 測量の目的は、指定の要件である土砂埋立行為が行われている土地の区域を確定するとともに、土砂搬入禁止区域の指定区域を確定させるものであるため、両方併せて測量するものである。

6 第6項の「土砂搬入禁止区域であることを明示する措置」の方法について、条例上は規定していないが、恒久的な工作物を設置することは土地所有者等の所有権を侵害することになるため、土地所有者等の受忍の限度を超えない程度の簡易な方法によることとする。

7 土砂搬入車両進入防止のための工作物などの設定等簡易な方法によらない措置については、土地所有者等の財産権を侵害することになることから、土砂埋立行為が行われている土地の所有者や財産管理者等の承諾を得た上で設置するものとする。

また、これらの承諾を得られない場合は、進入路に当たっている土地の所有者や公有地等承諾を得られる場所に設置するものとする。

8 身分証明書については、趣旨でも述べたように条例上の権限を有する職員を証するものであることから、立入調査等を行う場合は必ず携帯し、土地の所有者、埋立行為者、当該地において工事を施工している者（元請負人や下請人等）、警備員等の関係者に対し身分を明らかにした後、調査等を実施するものとする。

条例第18条第8項関係

8 町長は、第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を周知させるために必要な措置を講じるものとする。

規則第18条

（土砂搬入禁止区域の周知）

第18条 条例第18条第8項の規定による周知は、掲示板への掲示、印刷物の配布、新聞紙への掲載その他の方法により行うものとする。

〔趣旨〕

1 土砂搬入禁止区域の指定に当たっては、第3項で公示を行うこととしていることから、土地の所有者や運搬者等についても土砂搬入禁止区域が指定されたことを知り得たものと解されるが、土砂搬入禁止区域へ土砂を搬入した場合には罰則が課されることからより広く周知しておく必要があるため、公示以外の方法でも周知することとしたものである。

2 指定期間を土地所有者等に通知していること、現地において第6項の明示措置や掲示板等が撤去されること等から、土砂搬入禁止区域を再指定しない場合の周知規定は設けていない。

[解釈及び運用]

1 周知の方法は規則第18条で規定しているが、これらの方法は例示であって、これらの全てを行わなければならないということではない。

2 具体的な周知方法としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 土砂搬入禁止区域の見取図等を記載した掲示板の設置
- (2) 県関係機関等への通知
- (3) 土砂搬入禁止区域の土地の所有者、財産管理者、当該区域の埋立行為者等への通知
- (4) 土砂搬入禁止区域へ土砂を搬入しようとしているトラックの運転手等への印刷物の配布
- (5) 県のたよりや市町村広報紙への掲載
- (6) 新聞紙への掲載や資料提供

このうち、(1)及び(2)については、必ず、(3)についても、土地の所有者等が不明の場合を除き、必ず行うこととする。(4)以降については必要に応じて行うこととする。

(1)の設置場所については、土砂搬入禁止区域を周知する目的に鑑み、設置場所の土地の所有者や財産管理者等の承諾を得て搬入路等の見やすい場所に設置することとする。

3 第2項の規定により再指定する場合には、再度土地の所有者や県等へ通知を行うとともに、看板の指定期間を書き換えるものとする。

再指定しない場合には、看板や明示措置に用いたロープ等を撤去することになるが、土地の所有者等へは、すでに指定期間を通知しているため、改めて解除の通知を行う必要はない。

条例第19条（土砂の搬入の禁止）関係

（土砂の搬入の禁止）

第19条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

[趣旨]

1 土砂搬入禁止区域は、前条で述べたように町民生活の安全を確保するために指定するものであるから、当該区域への土砂搬入の行為そのものを禁止する必要があるため、本条の規定を設けたものである。

2 土砂搬入行為を禁止する場合、土砂を搬入している者や搬入しようとする者を個々に特定して指導や命令を出すことは困難であるため、この条例では、廃棄物の処理及び清掃等に関する法律（昭和45年法律第137号）と同様に「何人も」と規定して、すべての者に土砂の搬入を禁止したものである。

[解釈及び運用]

1 本条では「何人も」土砂の搬入を禁止していることから、埋立行為者や元請負人等が反復継続して行う場合だけではなく、トラックの運転手等が単に1回だけ土砂を搬入した場合にも適用されることになる。

2 土砂搬入禁止区域が指定された土地においては、本条の規定により土砂の搬入は認められないが、土砂の搬出や区域内での土砂の移動についてまで禁止しているわけではない。従って、土砂埋立行為を行っている者等が防災措置等を行う場合には、土砂の撤去や区域内での切り盛り等、土砂の搬入を伴わない方法により行うことになる。

条例第20条（土砂搬入禁止区域の解除）関係

（土砂搬入禁止区域の解除）

第20条 町長は、土砂搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第18条第3項及び第4項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

規則第19条

（土砂搬入禁止区域の解除の公示）

第19条 条例第20条第2項において準用する条例第18条第3項の規定による公示は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 解除した土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積
- (2) 土砂搬入禁止区域の解除の年月日
- (3) 土砂搬入禁止区域の解除の理由
- (4) 解除した土砂搬入禁止区域を示す図面

[趣旨]

1 土砂搬入禁止区域の指定期間中であっても、埋立行為者が防災措置を行い災害発生のおそれなくなつた場合等、指定の事由が消滅したときにおいても土砂搬入禁止区域の指定を継続し私権を制限することは、合理的ではなく速やかに解除すべきである。このため、土砂搬入禁止区域の指定期間が満了する前であっても指定の事由が消滅したと認めた場合には、指定を解除する規定を設けたものである。

2 本条の規定を適用して指定期間が満了する前に解除する場合は、公示した指定期間を変更することになるため広く一般に周知する必要があることから、条例第18条第3項を準用して公示することとした。

[解釈及び運用]

- 1 指定の事由の消滅については、条例第18条第1項、第2項関係の〔解釈及び運用〕と同じである。
- 2 土砂搬入禁止区域を解除する場合、知事の意見を聴取する規定は設けていないが、解除に当たっては、再指定しない場合と同様、県全体の事情を熟知している知事と事前に調整を行っておくべきである。
- 3 指定の解除は、指定の公示書を撤去するとともに、指定解除の公示書を役場前・桂支所・七会町民センターの掲示場に次に掲げる事項を掲示して行うものとする。役場前・桂支所・七会町民センターの掲示板に掲示することにより効力が発生する。また、現地において行ったロープ等の明示措置や周知のための看板等を撤去するものとする。
- 4 解除した場合の周知については、現場における明示措置や周知の看板等の撤去により周知されることが考えられるため特段の規定は置いていないが、既に通知している指定期間前であることから土地の所有者や知事等へは通知するものとする。

8 生活環境の保全上の支障の除去等の措置（条例第30条・第31条関係）について

条例第30条関係

（生活環境の保全上の支障の除去等の措置）

第30条 第27条第1項に規定する場合において，生活環境の保全上の支障が生じ，又は生ずるおそれがあり，かつ，次の各号のいずれかに該当すると認められるときは，行政代執行法（昭和23年法律第413号）の定めるところに従い，町長は，自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ，又は第三者をしてこれをさせることができる。この場合において，第1号に該当すると認められるときは，相当の期限を定めて，当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは，自ら当該支障の除去等の措置を講じ，又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(1) 第27条第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた事業主等が，当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき，講じても十分でないとき，又は講ずる見込みがないとき。

(2) 第27条第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において，過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき事業主等を確知することができないとき。

(3) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において，第27条第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 町長は，前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは，行政代執行法の規定により当該支障の除去等の措置に要した費用について，事業主等から徴収することができる。

3 前項の規定により事業主等に負担させる費用の徴収及び手続きについては，行政代執行法の規定を準用する。

（緊急安全措置）

第31条 前条第1項第3号に規定する場合において，町民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは，当該被害を防ぐために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 前項の措置に要した費用は，当該措置を講じられた当該事業主等の負担とする。

[趣旨]

1 本条例の適用範囲の事業において，生活環境の保全上の支障が生じ，又は生ずるおそれがあると認められるときは，町長は，自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ，又は第三者をしてこれをさせることができることとした。

[解釈及び運用]

- 1 「生活環境」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する「生活環境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境を含むものであること。また、「生活環境の保全」には当然に人の健康の保護も含まれること。
- 2 「おそれ」とは「危険」と同意義で、実害としての支障の生ずる可能性ないし蓋然性のある状態をいうこと。しかし、高度の蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして支障の生ずるおそれがあると思わせるに相当な状態をもって足りること。
- 3 このように「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいい、例えば、土砂等が他人の所有地に飛散、流出するおそれがある場合、事業区域外の場所に埋められた場合なども対象となること。
- 4 「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、社会通念に従って、一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境に何らかの支障が現実生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう。
- 5 支障の除去等については、措置命令等の対象の範囲内で行うものとする。
- 6 支障の除去等の実施は、土砂等の状況及び地理的条件等に応じて、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用等の面から最も合理的に支障の除去等を実施することができる方法によるものとする。

○城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成17年2月1日

条例第117号

改正 平成30年10月31日条例第25号

改正 令和2年3月25日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び災害の発生の未然防止を図り、もって住民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 埋立て、盛土又はたい積の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 事業 土砂等により土地を埋め立て、又は土地に盛土し、若しくはたい積する行為をいう。
- (3) 事業区域 事業を施行する土地及び当該工事と一体となって利用される区域をいう。
- (4) 事業主 事業を施行する土地の所有者、管理者又は占有者のいずれかの者で、当該土地の管理を主体的に行っていると認められる者をいう。
- (5) 事業施工者 事業の請負人(当該事業の下請負人を含む。)をいう。

(町の責務)

第3条 町は、茨城県、町の行政区その他関係機関と連携して、町の区域内における事業の状況を把握するとともに、土地の埋立て等による災害等の発生防止及び町民の安全と良好な生活環境の確保を図るため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

(事業主等の責務)

第4条 事業主及び事業施工者(以下「事業主等」という。)は、事業を施行するに当たり、住民の安全と良好な生活環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事業主等は、当該許可に係る土地の埋立て等区域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。
- (2) 事業主等は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に当該許可に係る埋立て等区域周辺地域の生活環境の保全及び災害防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。
- 2 事業主等は、第9条第1項の規定による許可を受けようとするときは、当該事業について当該周辺関係者の理解を得られるよう努めなければならない。
- 3 事業主等は、事業の施行に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たら

なければならない。

- 4 事業主等は、事業施行中に事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(土地所有者の責務)

第5条 事業区域を含む土地の所有者は、前条で定める事業主等と同様に、事業を施行するに当たっては、町民の安全と良好な生活環境を確保するため、万全の措置を講じるよう事業主等と協議するとともに、当該事業の施行に係る苦情及び紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じ、誠意をもって解決しなければならない。

(土砂等を発生させる者及び土砂等を運搬する者の責務)

第6条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により、事業が行われる場合にあっては、当該事業を行う者により、適正な事業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

- 2 土砂等を運搬する者は、事業に用いられる土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等により不適正な事業が行われることがないよう必要な配慮をしなければならない。
- 3 事業用に用いられる土砂等を運搬する者は、土壌汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(安全基準に適合しない土砂等又は改良土による事業の禁止)

第7条 何人も、規則で定める事業基準に適合しない土砂等又は改良土を使用して、事業を行い、又は行わせてはならない。

(土砂等の発生状況等の調査)

第8条 町は、事業に使用される土砂等の性状、発生場所、排出状況、運搬経路等を調査することができる。

(許可)

第9条 事業区域の面積が5,000平方メートル未満の事業を行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行うもの
 - (2) 他の法令の規定による許可若しくは認可を受け、又は届出をしたもので町長が許可を不要と認めるもの。
 - (3) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事業
- 2 前項の許可を受けた事業主等は、その事業の内容を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - 3 前2項の許可には、生活環境の保全及び災害の発生の未然防止を図るため、必要な条件を付す

ることができる。

(許可の基準)

第10条 町長は、前条第1項又は第2項の規定による許可の申請があった場合においては、次に掲げる措置が講じられていると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1) 事業区域及びその周辺地域の道路、河川、水路その他の公共施設の構造及び機能に支障を及ぼさないための措置
- (2) 事業区域及びその周辺地域における騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土壌汚染その他の公害の発生を防止するための措置
- (3) いっ水防止、土砂等の流失防止その他の安全確保のための措置
- (4) その他事業区域及びその周辺地域における生活環境を保全するための措置

2 前項に規定する措置に係る基準（以下「事業基準」という。）は、規則で定める。

3 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 第13条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る城里町行政手続条例（平成17年城里町条例第12号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の職員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- (2) 第25条第1項又は第26条第1項の規定による改善勧告又は改善命令を受け、その勧告等に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の職員であった者を含む。）
- (3) 第27条第1項の規定により土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の職員であった者を含む。）
- (4) 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者、町の区域の内外にかかわらず、土地の埋立て等に関し、法令又は県若しくは市町村の条例等による勧告、命令、許可の取消し等を受け、その改善、必要な措置等がなされていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

4 町長は、申請者が前項の基準に適合しているかどうかを判断するために必要があると認めるときは、国、県、市町村等に対し、その調査を依頼することができる。

(名義貸しの禁止)

第11条 第9条第1項の許可を受けた事業主等は、自己の名義をもって、第三者に事業を施行させてはならない。

(地位の承継)

第12条 第9条第1項の許可を受けた事業主等について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた事業主等の地位を承継する。

2 前項の規定により事業主等の地位を承継した者は、その承継があった日から15日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第13条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の規定による許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第9条第1項又は第2項の許可を受けたとき。
- (2) 第9条第3項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 第11条の規定に違反し、自己の名義をもって、他人に事業の施行をさせた者。
- (4) 第27条の規定による命令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を通知し、事業主等又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、聴聞を行わなければならない。

3 町長は、第1項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可取消しに係る事業について、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該許可の取消しを受けた者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(変更の届出)

第14条 第9条第1項の許可を受けた事業主等は、氏名若しくは名称、住所又は所在地その他規則で定める事項を変更したときは、変更があった日から15日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(事業の完了の届出等)

第15条 第9条第1項の許可を受けた事業主等は、同項の許可を受けた事業が完了したときは、完了した日から15日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、当該事業が事業基準に適合するか確認を行い、その結果を当該届出をした事業主等に通知し、適合しないと認めたときは、事業主等に対して、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(事業の中止又は廃止の届出等)

第16条 第9条第1項の許可を受けた事業主等は、同項の許可を受けた事業を30日以上中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の届出があった場合について準用する。

(標識の設置)

第17条 第9条第1項の許可を受けた事業主等は、規則で定めるところにより、氏名又は名称及び住所又は所在地その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(土砂搬入禁止区域の指定)

第18条 この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業が行われている事業区域(事業が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域)及びその周辺の事業区域で事業を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる事業区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて土砂の搬入を禁止する区域(以下「土砂搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

2 町長は、土砂搬入禁止区域の指定期間が満了する場合において、指定の事由が消滅していないと認めるときは、知事の意見を聴いて、前項の規定により土砂搬入禁止区域を指定することができる。

3 町長は、第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

4 第1項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

5 町長は、第1項の指定の準備のため必要がある場合においては、当該職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6 町長は、第1項の指定をしたときは、当該職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7 前2項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 町長は、第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を周知させるために必要な措置を講じるものとする。

(土砂の搬入の禁止)

第19条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

(土砂搬入禁止区域の解除)

第20条 町長は、土砂搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第18条第3項及び第4項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(報告の聴収)

第21条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対して、事業の施行状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業主等の事務所若しくは

事業所又は事業区域内にある事業主等の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。但し、立入検査をする職員の帯同により土地の測量及び土壌検査等、専門的技術を要する者に検査の一部を委任することができる。

- 2 前項の規定により事業主等の土地に立入検査をする職員は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた事業主等の土地に立ち入ろうとするときは、その立入検査をする職員は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を事業主等に告げなければならない。
- 4 日出前又は日没後においては、事業主等の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 事業主等は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。
- 6 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 7 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協力要請)

第23条 町長は、生活環境の保全又は土砂等の災害の防止のための必要があると認めるときは、関係行政機関又は事業主等、当該事業に用いる土砂等を発生させる者、当該事業区域の土地所有者等その他事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(土地所有者に対する勧告)

第24条 町長は、事業主等が行った事業において、事業基準に適合しない土砂等又は改良土が使用されていることを確認したときは、事業に同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、当該事業に使用された土砂等(当該土砂等により事業基準に適合しないこととなった土砂を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該事業による土壌の汚染を防止するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 町長は、第9条第1項の許可に係る事業に使用された土砂等の災害の防止をするため緊急の必要があると認めるときは、事業に同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、災害の発生の防止をするため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。。

(改善勧告)

第25条 町長は、事業主等が第9条第1項若しくは第2項又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反して事業を施行しているとき又は第10条若しくは第15条第2項(第16条第2項において準用する場合を含む。)の事業基準に適合しないと認めたときは、当該事業主等に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第26条 町長は、前条の規定による勧告を受けた事業主等がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

(措置命令等)

第27条 町長は、事業主等が第9条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けず、又は前条の規定による命令に従わずに事業を施行しているときは、当該事業主等に対して、当該事業の施行の停止を命じ、又は期限を定めて、当該事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の災害の防止に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をした場合においては、標識の設置によりその旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る事業区域の出入口等に設置することができる。この場合においては、当該事業区域の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(書類の送達)

第28条 町長は、前4条の規定による改善勧告等に関する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

2 前項の規定により交付送達する職員は、その身分を示す証明書を関係人に提示し、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

3 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

(1) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。

(2) 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合送達すべき場所に書類を差し置くこと。

4 通常取扱による郵便によつて第1項に規定する書類を発送した場合には、この条例に特別の定めがある場合を除き、その郵便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する。

5 町長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

(公示送達)

第29条 町長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、町長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を城里町公告式条例(平成17年城里町条例第3号)第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があつた者とみなす。

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第30条 第27条第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第413号）の定めるところに従い、町長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、又は第三者をしてこれをさせることができる。この場合において、第1号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(1) 第27条第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた事業主等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

(2) 第27条第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき事業主等を確知することができないとき。

(3) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第27条第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 町長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、行政代執行法の規定により当該支障の除去等の措置に要した費用について、事業主等から徴収することができる。

3 前項の規定により事業主等に負担させる費用の徴収及び手続きについては、行政代執行法の規定を準用する。

(緊急安全措置)

第31条 前条第1項第3号に規定する場合において、町民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防ぐために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 前項の措置に要した費用は、当該措置を講じられた当該事業主等の負担とする。

(公表)

第32条 町長は、事業主等が第15条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。）、第26条又は第27条の規定による命令に違反したときは、当該事業主等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその内容を公表することができる。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第34条 第26条又は第27条の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (2) 第11条の規定に違反し、自己の名義をもって、他人に事業の施行をさせた者
- (3) 第13条第3項の規定による命令に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- (2) 第19条の規定に違反して土砂を搬入した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第22条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第2項、第14条、第15条第1項又は第16条第1項の規定による届出をしなかった者
- (2) 第17条の規定に違反した者
(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の常北町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成3年常北町条例第10号）、桂村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成5年桂村条例第1号）又は七会村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成5年七会村条例第6号）（次項においてこれらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成30年条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和元年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に第9条第1項の規定による土砂埋立行為の許可を受けている者及び同項の許可申請を受理している者に係る許可の手続き及び許可の基準については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第18条第1項、第19条第1項の規定は、施行日以後に第27条第1項において停止命令を受けた事業区域及びその周辺の事業区域で事業を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる事業区域について適用する。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の第9条第1項の適用除外となる土地の埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から90日を経過する日までの間（当該期間内に第4条第1項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の許可を受けないで、引き続き当該土地の埋め立て等を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

○城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成17年2月1日

規則第100号

改正 平成28年3月30日規則第14号

平成29年3月31日規則第12号

平成30年9月11日規則第22号

平成30年10月31日規則第24号

令和2年3月25日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年城里町条例第117号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において「改良土」とは、土砂等（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し科学的安定処理したものをいう。

3 この規則において「土地の埋立て等に用いる土砂等」とは、次に掲げる条件をすべて満たした砂、砂質土、^{れき}礫、礫質土又はこれらに準ずるものをいう。

(1) 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）に定める有害物質の基準値を超えていないこと。

(2) 改良土でないこと。

(3) 事業に用いる土砂等は、本町から発生したものであり、当該土砂等の発生場所から事業区域に直接搬入されるものであること。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第9条第1項第1号の規定による規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

(1) 日本下水道事業団、自動車安全運転センター及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第8条の規定により設立された地方住宅供給公社

(3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第8条の規定により設立された地方道路公社

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可を受けた土地改良区及

び同法第77条第2項の規定により認可を受けた土地改良区連合

- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可を受けた土地区画整理組合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として町長が認定した者

2 前項第7号の規定による町長の認定を受けようとする者は、土壤汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表
（適用除外となる他法令の許認可）

第4条 条例第9条第2号で定める他の法令等は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可
- (3) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可又は認可
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設
- (6) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第3項の規定による指示措置等として行う土地の埋立て等又は同法第22条第1項の規定による許可
（条例第9条第1項第4号の規則で定める事業）

第5条 条例第9条第1項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- (2) 運動場、駐車場その他施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業
- (3) 農地を改良するための客土を行う事業で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて（平成3年農管第600号農地部長通知）第3第2項の規定による同意を得た農地改良協議に際し用いることとした土砂等のみを用いて行うこと。
 - イ 事業区域の面積が500平方メートル未満であること。
- (4) 事業を行おうとする者自らが行った建設工事等において発生した土砂等を用いた事業で、事業区域の面積が500平方メートル未満のもの。
- (5) 一戸建ての住宅若しくはこれに附属する建築物の建築又は自らの所有する庭の造成若しくは

維持を行おうとする者が、土砂等により行う事業で、事業区域の面積が500平方メートル未満のもの。ただし、500平方メートル未満の面積であっても、当該事業区域の土地に隣接する土地において、当該土地の事業を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合は、当該事業区域と合算した面積が500平方メートル以上となるものは除く。

- (6) 製品の製造若しくは加工又は販売のために行う一時的な土砂等のたい積事業
- (7) 町長が特別な理由があると認める事業
(許可申請)

第6条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする事業主等は、土砂等による土地の埋立て(盛土・たい積)事業許可申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第3号)
- (2) 土地登記簿謄本、公図の写し及び位置図
- (3) 埋立て等区域付近の見取図
- (4) 現況平面図及び現況断面図
- (5) 計画平面図及び計画断面図
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- (7) 土砂等発生元証明書(様式第4号)
- (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- (9) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (10) 施工管理者であることを証する書面
- (11) 事業区域に隣接する者の同意書(様式第5号)
- (12) 欠格要件非該当に関する誓約書(様式第6号)
- (13) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- (14) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
(周辺関係者等の同意)

第7条 前条第14号の町長が必要と認めるものとして、次の書類の提出を求めることができる。

- (1) 周辺関係者の事前説明会実施報告書(様式第7号)
- (2) 近隣土地の所有者の同意書(様式第8号)
- (3) 土地の所有者等の同意書(様式第9号)

2 前項第1号に掲げる事前説明会の周辺関係者とは、次に掲げる者のうち町長が必要と認めるものの。

- (1) 事業区域の境界線から100メートル以内の区域の土地所有者及び居住者

(2) 事業区域を管轄する住民自治組織の代表者(事業区域が2地区以上に及ぶ場合は、それぞれを管轄する住民自治組織の代表者)

3 第1項第2号に掲げる近隣土地の所有者とは、次に掲げる者とする。

(1) 事業区域の境界線からおおむね50メートル以内の区域の土地所有者及び居住者のうち町長が同意を必要と認めるもの。

4 第1項第3号に掲げる土地の所有者とは、次に掲げる者とする。

(1) 事業区域の土地所有者、占有者及び管理者のうち町長が同意を必要と認めるもの。

(許可等の決定)

第8条 町長は、条例第9条第1項の規定による許可申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をしたときは、事業許可(不許可)通知書(様式第10号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更許可申請等)

第9条 条例第9条第2項の規定による変更の許可を受けようとする事業主等は、事業変更許可申請書(様式第11号)に、第6条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をしたときは、事業変更許可(不許可)通知書(様式第12号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第9条第2項ただし書の規定による規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 事業を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)

(2) 土地の埋立て等に用いる面積及び土砂等の数量の変更(数量を減少させるものに限る。)

(3) 事業の施行に関する計画の変更(前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)

4 前項の軽微な変更は、事業軽微変更届出書(様式第13号)により、町長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第10条 条例第10条第2項の規定による規則で定める事業基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 改良土ではないこと。

(2) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土に該当すること。

(3) 水素イオン濃度指数の測定値が4以上9未満であること。

2 前項に定めるもののほか、条例第10条第2項の規定による規則で定める事業基準は、別表のとおりとする。

3 事業を施行する場合は、本条の事業基準によるほか、関係法令を遵守すること。

(地位の承継の届出)

第11条 条例第12条第2項の規定による届出は、地位承継届出書(様式第14号)によるものとする。

(変更の届出)

第12条 条例第14条の規定による規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 作業日
- (2) 作業時間
- (3) 連絡先の電話番号
- (4) 施工管理者の職氏名

2 条例第14条の規定による届出は、変更届出書(様式第15号)によるものとする。

(事業の完了の届出)

第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、事業完了届出書(様式第16号)によるものとする。

2 条例第15条第2項に規定する通知は、土砂等による土地の埋立て等事業完了確認通知書(様式第17号)とする。

(事業の中止又は廃止の届出)

第14条 条例第16条第1項の規定による届出は、事業中止(廃止)届出書(様式第18号)によるものとする。

(標識)

第15条 条例第17条の規定により設置しなければならない標識は、様式第19号によるものとする。

2 前項の標識は、事業を施行する箇所の入口付近に設置しなければならない。

(土砂搬入禁止区域の公示)

第16条 条例第18条第3項の規定による公示は、役場前、桂支所及び七会町民センターの掲示場に次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

- (1) 土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積
- (2) 土砂搬入禁止区域の指定の期間
- (3) 土砂搬入禁止区域の指定の理由
- (4) 土砂搬入禁止区域の区域を示す図面

(身分証明書)

第17条 条例第18条第7項若しくは第22条第6項に規定する身分を示す証明書は、様式第20号とする。

(土砂搬入禁止区域の周知)

第18条 条例第18条第8項の規定による周知は、掲示板への掲示、印刷物の配布、新聞新聞紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(土砂搬入禁止区域の解除の公示)

第19条 条例第20条第2項において準用する条例第18条第3項の規定による公示は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 解除した土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積
- (2) 土砂搬入禁止区域の解除の年月日
- (3) 土砂搬入禁止区域の解除の理由
- (4) 解除した土砂搬入禁止区域を示す図面

(立入検査通知)

第20条 条例第22条第2項の規定による通知は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業立入検査通知書(様式第21号)により行うものとする。但し、土地の占有者に立ち入りの承諾を得ているときに限り、通知を省略することができる。

(許可の取消し)

第21条 条例第13条の規定による許可の取消しは、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業許可取消書(様式第22号)により行うものとする。

(勧告及び命令の様式)

第22条 条例第24条の規定による土地所有者に対する勧告は改善勧告書(様式第23号)により、条例第25条の規定による改善勧告は改善勧告書(様式第24号)により、条例第26条の規定による改善命令は改善命令書(様式第25号)により、条例第27条の規定による停止命令及び撤去命令及び標識は事業停止命令書(様式第26号)及び撤去命令書(様式第27号)及び標識(様式第28号)によりそれぞれ行うものとする。

(公示送達)

第23条 条例第29条の規定による公示送達は、公示送達書(様式第29号)により行うものとする。

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第24条 条例第30条の規定による処分(以下「代執行」という。)に係る行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第30号)により行うものとする。

2 前項の場合における代執行法第3条第2項の代執行令書は、代執行令書(様式第31号)とし、条例第30条第2項規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、事業主等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

3 第1項の場合における代執行法第4条の証票は、執行責任者証(様式第32号)とする。

4 行政代執行に係る行政代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書(様式第33号)により行うものとする。

(緊急安全措置)

第25条 条例第31条第1項の規定により措置を講ずる場合は、当該事業主等に対し、緊急措置通知書(様式第34号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の措置を講じた場合であって、当該事業主等を確認することができないとき又は当

該事業主等に対し通知することが困難であるときは、当該措置に係る緊急措置区域の位置及び当該措置の内容を告示するものとする。

(公表の方法)

第26条 条例第32条の規定による違反等に係る事実の公表は、町広報誌への掲載、城里町公告式条例(平成17年城里町条例第3号)第2条第2項に定める掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

2 前項の公表を行うときは、あらかじめ公表通知書(様式第35号)により事業主等へ通知するものとする。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の常北町土砂等による埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則(平成3年常北町規則第6号)、桂村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成3年桂村規則第6号)又は七会村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成5年七会村規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第12号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成30年規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年城里町規則第22号）による改正前の城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第7号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の城里町土砂等による土地の埋立て等の規則に関する条例の規定による許可を受けた事業については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

事業基準

第1 共通基準

1 周辺環境対策

- (1) 粉じん飛散防止のため、必要な措置を講ずること。
- (2) 土地の埋立て等の区域からの浸出水及び土砂等による水質の汚濁を生じさせないこと。
- (3) 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。
- (4) 騒音については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に準じ、必要な騒音防止措置を講ずること。
- (5) 振動については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業の規制に関する基準に準じ、必要な振動防止措置を講ずること。

2 事業期間

- (1) 事業期間は、6箇月以内とすること。ただし、事業期間がそれ以上になる場合は、事前に協議すること。

3 作業時間等

- (1) 作業時間は、午前9時から午後5時までとすること。
- (2) 日曜日、祝祭日及び年末年始は、作業を行わないこと。

4 交通安全対策

- (1) 土砂等搬入経路は、あらかじめ道路管理者と協議すること。
- (2) 土砂等搬入経路が通学路の場合は、登下校時間帯の通行禁止等危険防止のために必要な措置を講ずること。
- (3) その他交通誘導員の配置、標識の設置及び安全施設の設置等必要な措置を講ずること。

5 施工管理体制等

- (1) 土地の埋立て等を行うに当たっては、施工管理者が立会い、指示を行うものとする。
- (2) 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
- (3) 事業区域の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することのできるような柵を設けること。設ける柵の高さは、1.5メートル以上とし、風雨等により壊れないような構造とすること。
- (4) 出入口は原則として1箇所とし、不法投棄がされないよう施錠をすること。
- (5) 事業内容を示す表示版（様式第19号）を出入口に設置すること。

6 事故対策

- (1) 町民の生命及び財産に対する危害及び迷惑を防止するため、必要な措置を講じること。
- (2) 周辺地域の工作物、水域、樹木及び井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行うなど、適切な防護の措置を講じるとともに、当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たること。
- (3) 事業施行中、事業の施行に影響を及ぼす事故、人員に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経路、事故による被害の内容等について遅滞なく町長に報告すること。

第2 技術基準

- 1 本事業区域と隣接地との距離は、2メートル以上の保安距離を取ること。
- 2 土地の埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置き換え、その他の措置が講じられていること。
- 3 著しく傾斜をしている土地において、土地の埋立て等を施工する場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 4 土地の盛土、たい積の高さは、2メートル以下とすること。
- 5 土地の埋立ての高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部）と最上部の高低差をいう。）は、10メートル以下とすること。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その限りではない。
- 6 土地の埋立て等ののり面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。）のこう配は、30度以内とすること。
- 7 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 8 傾斜地において、土地の埋立て高さが5メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て高さが5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための措置が講じられていること。
- 9 事業を中止し、又は完了したときは、ブルドーザー等の建設機械を使用して敷均し、十分転圧し、整地をすること。

様式第1号（第3条関係）

土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書

年 月 日

城里町長 様

申請者 住 所
(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第3条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

- (1) 出資総額 千円 (年 月 日現在)
(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
(2) 法人の登記事項証明書
(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

様式第2号(第6条関係)

土砂等による土地の埋立て(盛土・たい積)事業許可申請

年 月 日

城里町長 様

事業主 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 (印)
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号

事業施工者 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 (印)
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号

下記のとおり事業を施行したいので、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業の種類 埋立て・盛土・たい積
- 2 事業区域の面積
- 3 事業を施行する場所等

所在地	地番	地目		面積(m ²)		土地所有者の住所及び氏名
		登記簿	現況	登記簿	実測	

備考 「埋立て・盛土・たい積」のうち該当する文字を○で囲んでください。

様式第3号（第6条関係）

事業計画書

事業の目的		
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
埋立てし、盛土し、 又はたい積する土砂等の量(m ³)		
運搬車両台数	台(トン車 台× 日)	
作業日		
作業時間	時 分から 時 分まで	
使用機械の種類 及び台数		
土砂等の発生場所 及びその事業者	発生場所	
	事業者 住所又は所在地	
	事業者 氏名又は名称	
連絡先の電話番号	昼間 夜間 現場	
施工管理者職氏名		

備考 「作業日」の欄は、「日曜日を除く毎日」のように具体的に記入してください。

様式第4号（第6条関係）

土砂等発生元証明書

年 月 日

城里町長 様

土砂等の発生者 住所
 （法人にあつては主たる事務所の所在地）
 氏名 ⑩
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 電話番号

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は，次の工事施行場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

工事名	
工事施工場所	
工事発注者	
工事施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	（うち処分契約量 m^3 m^3 ）
今回の証明に係る土砂の発生量	m^3
発生土砂等の区分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 （法人にあつては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 （法人にあつては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）

備考 発生土砂の区分の欄には，建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の左欄に掲げる区分を記載すること。

事業区域に隣接する者の同意書

年 月 日

(申請者)

様

事業区域に隣接
する土地の表示：
隣接地権者 住所
氏名

印

申請者が城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく下記の事業を行うことについて、同意します。

記

事業の種類	埋立て・盛土・たい積 ※該当するものに○を付すこと
事業の目的	
事業を行う場所の所在地	
事業区域の面積	
事業を行う期間	
事業を行う者（申請者）の住所、氏名及び連絡先 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに連絡先）	
事業の施工者の住所、氏名及び連絡先 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに連絡先）	
施工管理者の住所、氏名及び連絡先	

様式第6号（第6条関係）

欠格要件非該当に関する誓約書

年 月 日

城里町長 様

事業主 住所
(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名 ㊟
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業施工者 住所
(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名 ㊟
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

私は、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第3項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、必要な場合には、町が国、県、市町村等へ照会することについて承諾します。

様式第7号（第7条関係）

周辺関係者の事前説明会実施報告書

年 月 日

城里町長 様

報告者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

土砂等による土地の埋立て等事業について、事業計画の周辺関係者に対し説明会を行いましたので、その内容について、次のとおり報告します。

事業の名称	
事業の目的	
事業に供する区域の位置	所在地 城里町
事業に供する区域の面積	m ²
説明会等の日時	
説明会の場所	
説明をした者及び説明を受けた者	別紙出席者のとおり
説明会の議事録	別紙のとおり

様式第8号(第7条関係)

年 月 日

近隣土地の所有者の同意書

事業主等 様

周辺関係者

住所

(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

㊟

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

私は、
とに同意をいたします。

が土砂等による土地の埋立て等事業を施行するこ

様式第9号(第7条関係)

土地の所有者等の同意書

申請予定者 住所

氏名

様

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

申請予定者が次の内容で事業を行うことについて、同意します。

1 事業区域の位置 城里町

2 土地使用の同意期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 同意する土地の一覧

土地の表示		地 目	面 積 (公 簿)	備 考
大字名	地 番			
			m ²	
			m ²	
			m ²	

注1 土地使用の同意期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に同意期間をそれぞれ記載すること。

2 土地の所有者、占有者及び管理者の印鑑登録証明書を添付すること。

また、同意の前提として、下記の事項について、申請予定者から 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

記

1 事業の計画

1	事業主及び事業施行者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	7	事業に用いる土砂等の発生場所
		8	事業に用いる土砂等の数量及び土地の埋立て等の高さ
		9	事業の施行に関する計画
2	事業の目的	10	事業区域の周辺地域の土壌の汚染及び災害の発生防止に関する計画
3	事業区域の位置	11	土砂等の搬入出経路
4	事業区域の面積		
5	事業を行う期間	12	土地所有者に関する事項 (別紙のとおり)
6	事業に用いる土砂等を発生させる者		

2 条例第24条による土地所有者に対する勧告

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の 所有者 占有者 管理者

住 所

氏 名

実印

様

城里町長



事業許可 (不許可) 通知書

年 月 日付けで申請のあった土砂等による土地の埋立て等事業許可申請について、次のおり決定したので、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 8 条の規定により通知します。

許可・不許可の区分	許可			不許可		
事業の種類	埋立て			盛土 たい積		
事業の目的						
事業区域の位置及び面積	位置		面積	m ²		
事業期間	年 月 日から			年 月 日まで		
土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所						
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量						
許可の条件 (不許可の理由)						

備考

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に城里町長に審査請求をすることができます。なお、決定を知った日から 3 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、城里町を被告として(訴訟において城里町を代表する者は城里町長となります。)提起することができます。(なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

事業変更許可申請書

年 月 日

城里町長 様

事業主 住所
（法人にあつては主たる事務所の所在地）
氏名 ⑩
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

事業施工者 住所
（法人にあつては主たる事務所の所在地）
氏名 ⑩
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

下記のとおり事業の内容を変更したいので、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第2項の規定により申請します。

記

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 変更内容

当初許可内容	
変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更理由	

様

城里町長



事業変更許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった事業変更許可申請について、次のとおり決定したので、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により通知します。

許可・不許可の 区 分	許可		不許可	
許可年月日及 び許可番号				
変 更 内 容	変 更 事 項			
	変 更 前			
	変 更 後			
変 更 理 由				
変 更 年 月 日				
許可の条件 (不許可の理由)				

備考

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に城里町長に審査請求をすることができます。なお、決定を知った日から 3 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、城里町を被告として(訴訟において城里町を代表する者は城里町長となります。)提起することができます。(なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第13号 (第9条関係)

事業軽微変更届出書

年 月 日

城里町長 様

事業主 住所
(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名 ㊟
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業施工者 住所
(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名 ㊟
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第2項ただし書きの規定による軽微な変更があつたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可年月日及び許可番号

2 変更内容

当初許可内容	
変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更理由	

様式第14号（第11条関係）

地 位 承 継 届 出 書

年 月 日

城里町長 様

事業主	住所 （法人にあつては主たる事務所の所在地） 氏名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号
事業施工者	住所 （法人にあつては主たる事務所の所在地） 氏名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号

下記のとおり承継したので、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第12条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 被承継者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 3 相続又は合併の日
- 4 承継の原因

備考 相続人の戸籍抄本又は承継法人の登記簿謄本を添付してください。

様式第15号(第12条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

城里町長 様

事業主 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 (印)
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号

事業施工者 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 (印)
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号

下記のとおり変更したので、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条の規定により届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 変更内容

区 分		変 更 前	変 更 後
事業主	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
工事施工者	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
作 業 日			
作 業 時 間			
連絡先の電話番号		(昼間) (夜間) (現場)	
施工管理者の職氏名			

備考 事業主又は工事施工者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地の変更の場合は、変更後の戸籍抄本又は登記簿謄本を添付してください。

様式第16号（第13条関係）

事業完了届出書

年 月 日

城里町長 様

事業主	住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) 氏名 (印) (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号
事業施工者	住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) 氏名 (印) (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号

事業を完了したので、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 事業完了年月日

備考 事業施行中及び事業完了後の事業区域の写真を添付してください。

様式第 17 号(第 13 条関係)

第 年 月 日

事業主 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 事業施工者 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

城里町長



土砂等による土地の埋立て等事業完了確認通知書

年 月 日付けで、届け出のあった土砂等による土地の埋立て等事業完了届出について、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業名	埋立て・盛土・たい積 事業	
許可番号	第 号	
事業区域の位置	城里町	
事業区域の規模	m ²	
完了した許可事業の確認年月日	年 月 日	
完了した許可事業が許可内容に適合しているかの確認欄	<input type="checkbox"/>	条例第 10 条の許可基準に適合していると認め、事業の完了を確認しました。
	<input type="checkbox"/>	条例第 10 条の許可基準に適合していないため条例第 15 条第 2 項の規定により別紙の内容のとおり必要な措置を講ずること。

(別紙)

年 月 日付け 第 号で通知した，土砂等による土地の埋立て等事業完了確認通知書の別紙の内容については，条例第 25 条第 1 項の規定により下記のとおり改善措置を講ずること。

様式第18号（第14条関係）

事業中止（廃止）届出書

年 月 日

城里町長 様

事業主	住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) 氏名 (印) (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号
事業施工者	住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) 氏名 (印) (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号

事業を中止(廃止)したいので、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第16条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 事業中止(廃止)予定年月日
- 3 事業再開予定年月日
- 4 事業中止(廃止)の理由

備考 「中止・廃止」のうち該当する文字を○で囲んでください。

様式第19号 (第15条関係)

180センチメートル		90 セ ン チ メ ー ト ル
埋立て(盛土・たい積)事業		
許可年月日及び許可番号		
事業区域の面積		
事業期間		
事業主	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
事業施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
施工管理者の職氏名		
連絡先の電話番号(昼間)		
(夜間)		

備考 「埋立て・盛土・たい積」のうち必要な文字のみ記載してください。

様式第20号（第17条関係）

表

写 真	2.3センチメートル	第 号 職 氏 名 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第18条第7項並びに第22条第6項の規定による証明書	6センチメートル
2センチメートル		城里町長 印 年 月 日交付	
9センチメートル			

裏

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
(抜粋)

(土砂搬入禁止区域の指定)

第18条 この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業が行われている事業区域（事業が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）及びその周辺の事業区域で事業を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる事業区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

5 町長は、第1項の指定の準備のため必要がある場合においては、当該職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6 町長は、第1項の指定をしたときは、当該職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7 前2項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(立入検査)

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域内にある事業主等の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。但し、立入検査をする職員の帯同により土地の測量及び土壌検査等、専門的技術を要する者に検査の一部を委任することができる。

6 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第21号（第20条関係）

第 年 月 日 号

事業主 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 事業施工者 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

城里町長



土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業立入検査通知書

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり立入調査を実施するので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

立入調査日	年 月 日 午 時～
立入場所	城里町
検査委任者	
立入検査事由	城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条 第 項の調査
問合せ先	城里町役場 電話

様式第 22 号（第 21 条関係）

第 年 月 日 号

事業主 住所
 （法人にあつては主たる事務所の所在地）
 氏名 様
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 事業施工者 住所
 （法人にあつては主たる事務所の所在地）
 氏名 様
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

城里町長



土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積事業許可取消書

年 月 日付け第 号で許可した城里町土砂等による土地の埋立て等事業について，下記のとおり当該許可を取消したので，この旨通知する。

記

事業の種類	埋立て・盛土・たい積 事業
事業区域の位置	城里町
事業区域の規模	m ²
該当条項	城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 13 条第項に該当
取消しの理由	

備考

- この処分不服があるときは，この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に城里町長に審査請求をすることができます。なお，決定を知った日から 3 月以内であっても，決定の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に，城里町を被告として（訴訟において城里町を代表する者は城里町長となります。）提起することができます。（なお，決定を知った日から 6 月以内であっても，決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし，審査請求をした場合には，この決定の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

土地所有者 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

城里町長



土砂等による土地の埋立て等事業
 改 善 勸 告 書

年 月 日付け 第 号の許可事業について、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 24 条の規定に基づき、下記のとおり事業の改善を勧告する。

記

事業名	埋立て・盛土・たい積 事業
事業区域の位置	城里町
事業区域の規模	m ²
該 当 事 項	城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 24 条第 項に該当
改善措置の期限	年 月 日から 年 月 日までに改善措置を行うこと
事業改善内容及び改善措置理由	

第 年 月 日

事業主 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 事業施工者 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

城里町長



土砂等による土地の埋立て等事業
 改 善 勸 告 書

年 月 日付け 第 号の許可事業について、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 25 条の規定に基づき、下記のとおり事業の改善を勧告する。

記

事業名	埋立て・盛土・たい積 事業
事業区域の位置	城里町
事業区域の規模	m ²
該 当 事 項	城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条 第 項に該当
改善措置の期限	年 月 日から 年 月 日までに改善措置を行うこと
事業改善内容及び改善措置理由	

様式第 25 号（第 22 条関係）

第 年 月 日 号

事業主 住所
 （法人にあつては主たる事務所の所在地）
 氏名 様
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 事業施工者 住所
 （法人にあつては主たる事務所の所在地）
 氏名 様
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

城里町長



土砂等による土地の埋立て等事業
 改 善 措 置 命 令 書

年 月 日付け 第 号の許可事業について，城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 26 条の規定に基づき，下記のとおり事業の改善を命ずる。

記

事業名	埋立て・盛土・たい積 事業
事業区域の位置	城里町
事業区域の規模	m ²
該 当 事 項	城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条 第 項に該当
改善措置の期限	年 月 日から 年 月 日までに改善措置を行うこと
事業改善内容及び改善措置理由	

備考

- この処分不服があるときは，この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に城里町長に審査請求をすることができます。なお，決定を知った日から3月以内であっても，決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に，城里町を被告として（訴訟において城里町を代表する者は城里町長となります。）提起することができます。（なお，決定を知った日から6月以内であっても，決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし，審査請求をした場合には，この決定の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

事業主 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 事業施工者 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

城里町長



土砂等による土地の埋立て等事業停止命令書

年 月 日付け 第 号の許可事業について、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 27 条の規定に基づき、下記のとおり事業の停止を命ずる。

記

事業名	
事業区域の位置及び規模	
該当条項	
事業停止の理由	

備考

- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に城里町長に審査請求をすることができます。なお、決定を知った日から 3 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、城里町を被告として（訴訟において城里町を代表する者は城里町長となります。）提起することができます。（なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

事業主 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 事業施工者 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

城里町長



土砂等による土地の埋立て等事業に係る撤去命令書

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 27 条の規定に基づき、下記のとおり土砂等の撤去・一部撤去を命ずる。

記

事業名	埋立て・盛土・たい積 事業
事業区域の位置	城里町
事業区域の規模	m ²
該当条項	<input type="checkbox"/> 条例第 9 条第 1 項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分
	<input type="checkbox"/> 条例第 9 条第 2 項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分 (城里町指令第 号の許可事業)
	<input type="checkbox"/> 条例第 9 条第 3 項の必要な条件の規定違反による処分
	<input type="checkbox"/> 条例第 10 条第 2 項の基準に適合しないことによる処分 (城里町指令第 号の許可事業)
撤去・一部撤去の理由	
履行期限	年 月 日

備考

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に城里町長に審査請求をすることができます。なお、決定を知った日から 3 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、城里町を被告として（訴訟において城里町を代表する者は城里町長となります。）提起することができます。（なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第 28 号 (第 22 条関係)

標 識

下記の事業主等に対し、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 27 条の規定により措置をとることを 年 月 日付け 第 号により命じている。

城里町長

記

対象となる事業地	城里町
事業面積	m ²
措置の内容	
命ずるに至った事由	
命令の責任者	
措置の期限	年 月 日

様式第 29 号 (第 23 条関係)

<p>第 号</p> <p style="font-size: 1.2em;">公 示 送 達 書</p> <p>城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 29 条第 1 項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。</p> <p>なお、送達すべき書類は城里町役場本庁において保管しておりますから、申出の有り次第いつでも交付します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">城里町長 印</p>		
送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名 又は名称	備考
<p>この書類は、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 29 条第 3 項の規定に基づき、年 月 日をもって送達されたものとみなされます。</p>		

様式第 30 号（第 24 条関係）

第 号
年 月 日

事業主 住所
(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

事業施工者 住所
(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

城里町長



戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号により城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 27 条の規定に基づき、下記のとおり土砂等の撤去・一部撤去を命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、同条例第 30 条第 1 項の規定により、下記の埋立て事業等に用いた土砂等の除去等を執行しますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

執行予定区域の位置	城里町
除 去 対 象 物	埋立て事業等に用いた土砂等の除去
執行予定区域の面積	m ²
土地の所有者又は 占有者住所及び氏名	住所 氏名

備考

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に城里町長に審査請求をすることができます。なお、決定を知った日から 3 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、城里町を被告として（訴訟において城里町を代表する者は城里町長となります。）提起することができます。（なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第 31 号（第 24 条関係）

第 年 月 日

事業主 住所
 （法人にあつては主たる事務所の所在地）
 氏名 様
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 事業施工者 住所
 （法人にあつては主たる事務所の所在地）
 氏名 様
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

城里町長



代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号によりあなたが土地の所有、管理又は占有する下記の事業地に事業に用いた土砂等を 年 月 日までに土砂等の撤去・一部を撤去するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 30 条の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

執行予定区域の位置	城里町
除去対象物	埋立て事業等に用いた土砂等の除去
措置内容	
執行予定区域の面積	m ²
土地の所有者又は占有者住所及び氏名	住所 氏名
代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで
執行責任者	
代執行を行う措置の内容及びそれに要する費用の概算見積額	

備考

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に城里町長に審査請求をすることができます。なお、決定を知った日から 3 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、城里町を被告として（訴訟において城里町を代表する者は城里町長となります。）提起することができます。（なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

(表)

第 号
執行責任者証
課長
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
年 月 日
城里町長 印
記
1 代執行をなすべき事項 代執行令書 (年 月 日付け日 第 号) 記載の城里町 番地 の埋立 て事業等に用いた土砂等の除去, その他 ()
2 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日までの間

(裏)

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成 17 年条例第 117 号) (抜粋)

(生活環境の保全上の支障の撤去等の措置)

第30条 第27条第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第413号)の定めるところに従い、町長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、又は第三者をしてこれをさせることができる。この場合において、第 1 号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号) (抜粋)

第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第 33 号 (第 24 条関係)

第 年 月 日 号

事業主 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 事業施工者 住所
 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 様
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

城里町長



代執行費用納付命令書

あなたが土地の所有、管理又は占有する下記の事業地に事業に用いた土砂等について、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 30 条の規定により、下記のとおり代執行を行ったので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

納付に係る費用は、同封の納入通知書により、城里町指定金融機関又は収納代理金融機関の窓口でお支払いください。

記

執行区域の位置	城里町
執行区域の面積	
除去対象物	埋立て事業等に用いた土砂等の除去
代執行内容	
代執行を行った日	年 月 日から 年 月 日まで
代執行を行った経緯及び理由	
納付金額（代執行に要した費用）	
納付内訳	
納付期限	年 月 日
備考	

備考

- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に城里町長に審査請求をすることができます。なお、決定を知った日から 3 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、城里町を被告として（訴訟において城里町を代表する者は城里町長となります。）提起することができます。（なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

事業主 住所
 （法人にあつては主たる事務所の所在地）
 氏名 様
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 事業施工者 住所
 （法人にあつては主たる事務所の所在地）
 氏名 様
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

城里町長



緊急措置通知書

あなたが所有又は管理の事業地について、城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 31 条の規定に基づき、緊急措置を下記のとおり行ったので通知します。

なお、緊急措置に要した費用については、下記期限までに、同封の納入通知書により、城里町指定金融機関又は収納代理金融機関の窓口でお支払いください。

記

緊急措置区域の位置	城里町
除 去 対 象 物	
緊急措置区域の面積	m ²
土地の所有者又は 占有者住所及び氏名	住所 氏名
緊 急 措 置 の 日 時	年 月 日 午前・午後 時～
緊 急 措 置 の 内 容	
緊急措置を行った 経緯及び理由	
納付金額（緊急措 置に要した費用）	
納 付 内 訳	
納 付 期 限	年 月 日
備 考	

備考

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に城里町長に審査請求をすることができます。なお、決定を知った日から3月以内であっても、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、城里町を被告として（訴訟において城里町を代表する者は城里町長となります。）提起することができます。（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

公 表 通 知 書

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号により必要な措置を講ずるよう命令しましたが、未だに履
行されていないことから、下記のとおり公表することとしましたので、同条例施行規則第 26 条
第 2 項により通知します。

記

- 1 公表の内容

- 2 公表の方法

- 3 公表の理由